

検討事項 「不服審査分科会における審査プロセス、これまでの議論の整理」

異議申立て及び公文書管理委員会への諮問に関する定め

○公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）

（異議申立て及び公文書管理委員会への諮問）

第21条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てをすることができる。

2 前項の異議申立てがあったときは、当該異議申立てを受けた国立公文書館等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

- 一 異議申立てが不適法であり、却下するとき。
- 二 決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

○特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン（平成23年内閣総理大臣決定）（抄）

第C章 利用

第1節 利用の請求

C-12 異議申立て

(1) 館は、法第21条に基づく異議申立てがあった時は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。

- ① 異議申立てが不適法であり、却下するとき。
- ② 決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

(2) 館は、(1)の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。

- ① 異議申立人及び参加人
- ② 利用請求者（利用請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）
- ③ 当該異議申立てに係る利用請求に対する処分について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) C-5(4)の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- ① 利用させる旨の決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定
- ② 異議申立てに係る利用請求に対する処分を変更し、当該利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

(4) 館は、公文書管理委員会から(1)の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、速やかに決定を行うものとする。

《留意事項》

＜異議申立て＞

○ 利用決定の内容に不服がある場合、利用請求者は国立公文書館等の長に対して、行政不服審査法に基づき異議申立てを行うことができる。異議申立ての処理については、第三者性を確保するため、例えば、利用請求の窓口とは別の担当において処理するなど、利用決定に関する判断をした者と別の者が関与するようにしなければならない。各館においては、異議申立てがなされた場合の処理フローを

確立しておくことが必要である。

- 異議申立てを受けたときは、異議申立書の記載事項について確認を行い、補正を要する場合には、相当の期間を定めて補正を求める。補正命令にしたがって指定期間内に補正された場合、当初から適法な異議申立てがあったものとして取り扱う。補正ができるにもかかわらず、補正を命じないで異議申立てを却下した場合、当該決定は違法なものとなる（行政不服審査法第 21 条）。
- 利用決定に反対する第三者から異議申立てがあった場合、一般的には、当該第三者の申立てにより又は国立公文書館等の長の職権で、利用の実施を停止（執行停止）することを検討する必要がある（行政不服審査法第 34 条）。なお、執行停止の決定を行った場合は、当該第三者及び当該利用決定に係る利用請求者に対し、その旨を通知すべきである。

< 公文書管理委員会への諮問 >

- 異議申立てがなされた場合、館は、後述する場合のほか、公文書管理委員会（以下「委員会」という。）へ諮問することが必要となる。
- 委員会への諮問は、諮問書（様式例：略）を提出して行うが、諮問に際しては、委員会における調査審議の効率化に資するため、原則として、利用請求書、利用決定通知書及び異議申立書の写しのほか、処分庁としての考え方とその理由を記載した理由説明書を添付する必要がある。
理由説明書の記載方法等の確認や日程調整のため、異議申立てがなされた場合は速やかに、委員会の事務局である内閣府大臣官房公文書管理課に連絡をとることが必要である。
- 委員会に諮問したときは、法第 22 条で準用する独立行政法人等情報公開法第 19 条各号に掲げる者（異議申立人、参加人等）に対し、諮問通知書（様式例：略）を送付する。
- 委員会の調査権限に基づき、利用決定に係る特定歴史公文書等の提示、指定された方法により分類し又は整理した資料の作成・提出、意見書又は資料の提出の求めがあった場合には、事案に応じた確な検討を行い、指定された期限までに適切な対応を行う必要がある。
なお、利用決定に係る特定歴史公文書等に記録されている情報の取扱いについて特別の配慮を必要とする場合や、提出した資料等に利用制限事由が含まれている場合には、あらかじめその旨を申し出るなど、慎重な取扱いを要することが適当である。

< 諮問義務の例外 >

- 以下の場合には公文書管理委員会へ諮問する必要はない。
 - ① 異議申立てが不適法であり、却下するとき
行政不服審査法第 47 条第 1 項に基づき却下する場合を意味する。第三者の意見を聞くまでもなく、客観的に判断できるので諮問を要しないと考えられる場合である。例えば以下のようなケースが考えられる。
 - ・ 異議申立てが異議申立期間（原則として「処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内」。行政不服審査法第 45 条参照）の経過後になされたものであるとき
 - ・ 異議申立てをすべき行政庁又は独立行政法人等を誤ったものであるとき
 - ・ 異議申立適格のない者からの異議申立てであるとき
 - ・ 存在しない利用決定についての異議申立てであるとき
 - ② 決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき（ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く）
異議申立人の主張を全面的に認めるケースであり、諮問する必要性が乏しいためである。ただし、第三者意見照会（C-5）において反対意見書が提出された場合は、反対利害関係人が存在することが明らかであり、紛争の一回的解決を図る趣旨から（利用を認めてしまえば、反対利害関係人は訴訟を提起する可能性がある）、諮問が必要となる。

<異議申立て事案の事務処理の迅速化>

○ 異議申立てを受けた事案については、簡易迅速な手続により、権利利益の救済を図ることが重要であることから、異議申立て事案の迅速な事務処理について、下記のとおり、十分留意する必要がある。

- ・ 諮問及び答申後の決定の迅速化

異議申立てがあった場合、的確な事務処理の進行管理を徹底することにより、可能な限り速やかに委員会へ諮問する。諮問するに当たって改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については、異議申立てがあった日から諮問するまでに遅くとも 30 日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも 90 日を超えないようにすることとする。

また、委員会から答申を受けた場合も、可能な限り速やかに決定する。原処分を妥当とする答申等にあつては、答申を受けてから決定するまでに遅くとも 30 日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも 60 日を超えないようにすることとする。

なお、委員会の答申と異なる決定をする場合には、十分な理由を付す必要がある。

- ・ 「特段の事情」により諮問及び答申後の決定までに長期間を要した事案の公表

特段の事情により、不服申立てがあった日から諮問するまでに 90 日を超えた事案については、諮問までに要した期間、その理由（特段の事情）等について、年 1 回、国民に分かりやすく公表することとする。

また、委員会から答申を受けてから決定するまでに 60 日を超えた事案についても、決定までに要した期間、その理由（特段の事情）等について、年 1 回、国民に分かりやすく公表することとする。

<事務処理の進行状況等>

○ 事務処理の透明性を確保するため、異議申立人の求めに応じて、事案処理の進行状況、見通し等について回答するものとする。

「時の経過」を踏まえた判断の事例について

○行政改革委員会行政情報公開部会における議論

【第 48 回部会（平成 8 年 7 月 26 日）議事録より】

角田禮次郎部会長）もう一つ、限時的公開とかいう考え方もあるわけだが、その限時的公開というのは、さきほど成田委員も指摘したのだが、例えば、外国のように秘密を指定して、その秘密を情報公開法の中で非公開事項として取り入れるとか、あるいはそうでもないとしても事項的な決め方をしている場合は、ある時期になったら公開するという限時的公開の制度が結びつくわけである。ところが、我が 情報公開法というのは定性的になっているから、請求があったその都度、支障があるかどうかを判断するということになるわけだから、そういう意味では固定していない。毎日、今日は非公開でも来月は公開されるかもしれない。だから常に請求時点における勝負であるという意味から見れば固定していないわけだから、30 年経ったら非公開事項は全て公開するのだという考え方にそもそもなじまないのではないかという気がする。

もう一つ言えば、そういう制度を採っていても、30 年経ったら 100%公開するというわけではなくて、やはりその時に公開・非公開を判断して、非公開にすべきものは非公開にするというような規定も入っている ようだから、そういう意味では私は 限時的公開の規定はあまり意味がないのではないか という気がしている。

ただもう一つ言えば、今のは一般論で、歴史的研究の対象になるような文書という概念がもう一つあるわけであるが、そういうものは普通の文書ではなくて、まさに歴史的研究の対象になる文書だから、それは公文書館とか外交史料館に送って、そちらの方の公開の問題として考えるべき問題ではないかと思う。（後略）

○諸外国における運用例

①イギリス

「閣議議事録等の文書の作成及び一定期間経過後公開等制度に関する調査報告書」（平成 24 年 12 月）現地ヒアリング概要より抜粋

- ・公記録法は、情報が物理的に置かれる場所を規定する。これに対して、情報自由法は、閣議に関する文書を他の文書と同様に規律し、一定の場合になぜ公開されえないかも規律する。作成後 30 年経過する前であれば、内閣府に閣議文書がある段階で公開を拒否することが可能である。それが情報自由法 35 条による除外であり、連帯責任の原則を守り大臣間の自由な意見交換を確保するためである。国民の中にはこれを不服と

して申し立てる場合があるが、この場合は、情報コミッショナーが開示の可否を判断する。情報コミッショナーによる裁決で開示と判断されたにもかかわらず、政府が拒否権を発動した事例がこれまでに3度ある。このうち、2度が閣議に関するものである。

- ・一定の情報、たとえば、個人情報、国家安全保障情報は非公開の扱いを受ける。国民は、情報自由法の下で開示請求を行うことができるが、その場合、各省は、内閣府に公開の可否を照会する。そこで、たとえ非公開との決定がなされたとしても、それは時限的な措置にすぎない。
- ・移管までの期間を30年から20年に短縮することについては、2013年1月から10年間で段階的に進められる予定である。

②ドイツ

i) 「閣議議事録等の文書の作成及び一定期間経過後公開等制度に関する調査報告書」(平成24年12月)現地ヒアリング概要より抜粋

- ・「閣議録は」基本的に30年後に公開しなければならないが、公開を拒否できるための事由はあるかどうかの議論をすると言うことだ。次に、「30年より前に公表されることはあるか?」と言う質問に対しては、原則としては「ない」、という答えになる。あるとすれば、連邦議会や報道から申請がされて検討して…ということはあるかもしれないが、基本的にはない。

ii) バイエルン州公文書館法(1989年12月22日制定)

第10条(州公文書館の利用)

(1) 州公文書館において保存される記録資料は、次項以下に規定する基準及び利用規則に則り、官庁、裁判所、その他の公的機関、自然人及び法人が利用の申し込みをすることによって、これを使用することができる。

(2) 州公文書館において保存される記録資料は、目的が正当と認められ、かつ保護期間に反しない限りにおいて、これを利用することができる。目的の正当性は、利用が公務目的、学術目的、郷土研究目的、家族史作成目的、法的目的、教育目的又は出版目的及び正当な個人利益の擁護を実現するときには、特にこれを認めるものとする。

以下の場合には、その限りにおいて利用許可は拒否され又は条件が付される。

- 1 ドイツ連邦共和国又はその各州の利益が損なわれると想定する理由がある場合。
- 2 当事者又は第三者の保護されるべき利益が妨げとなっていると想定する理由がある場合。
- 3 秘密保持が要請されていることを理由とする場合。
- 4 記録資料の保存状態が損なわれる場合。
- 5 不当な行政上の経費が必要となると見込まれる場合。

(3) 法規により、又は第4項の規準に則って別に定めない限り、その作成に当たって公表すべきものと定められている文書を除く記録資料は、その作成から30年を経過するまでは利用対象から除外される。自然人に関連する記録資料(個人関係記録資料)は、当事者の死亡の後10年を経過してから利用することができる。死亡の日が明らかでなく、又は「死亡の日を」確定するために不当な経費が必要とされる場合は、保護期間は当事者の誕生の後90年を経過したときに終了する。(後略)

(4) 法規が別の定めをせず、かつ当事者又は第三者の保護されるべき利益が妨げとなっていないときは、引渡し機関〔州の全ての官庁・裁判所及びその他の公的官署〕の同意を得て、利用の場合ごとに又は記録資料のグループについて、保護期間を短縮することができる。個人関係記録資料については、保護期間の短縮は、当事者がそれを承諾している場合又は企図されている学術上の目的の達成、現在する立証困難の除去及び引渡し機関若しくは第三者の大多数の利益のために存在するその他の理由に必須とされる場合であって、当事者又は第三者の保護されるべき利益が妨げとならないことが確認されているときに限り、認められる。保護期間は、公の利益が存するときは、引渡し官庁の同意を得て最長で30年間延長することができる。

第11条（保護権）

(1) 当事者の開示請求に関するデータ保護法令の規定は、この法律により影響を受けない。〔当該データの〕開示機関に対しては、公文書館は記録の閲覧を許可することができる。

(2) 当事者による法に基づく訂正請求は、訂正の対象となる記録部分の周囲に正しい記述を補記する方法によって実施するものとする。それが不可能であるときは、記録には特にその旨を示す印を付さなければならない。

(3) 当事者は、誤った事実が維持されることによって侵害を被るおそれがあることを証明したときは、当該個人に係る記録に反論を付記することを請求することができる。但し、法的確定力のある裁判所の判決若しくは拘束力のある官庁の裁断に含まれている確定事項については、これを適用しない。当事者本人の死亡の後、反論の付記はそれを主張する正当な利益を有する承継人若しくは配偶者、子及び親がこれを請求することができる。

(4) 公文書館への引渡しの時点までに、引渡し機関において廃棄されているべきであった書類は、廃棄されなければならない。他の規定による廃棄義務が公文書館への引渡し後になってから生じたときは、書類は廃棄されてはならない。この書類は、作成の後60年を経過するまでは、利用することが当事者の利益に資すると認められると

き又は当事者の承諾があったときに限り、利用することができる。

※訳文は上代庸平編『アーカイブズ学要論』（尚学社、2014年）資料編 外国の法令 国ドイツ（上代庸平訳）を参照。

③フランス

永野晴康「フランス文書保存制度の諸相－2008年法律による公文書保護制度を中心に」（抄）（※）

3. 閲覧制度

3.2 閲覧と期間

2008年法律は、公文書の自由閲覧原則を定めている。しかし、文書の性質によっては、この原則に服させることで、特定の個人や国家や不利益を生じさせるものも存在する。そこで、L213-2条第I段は、文書の性質を考慮した上で、時の経過との関係からこの原則に対する例外制度を設けた。その期間は、25年、50年、75年、100年という4つの期間に限定されている。ただし、この期間は、法が文書担当行政に対し、閲覧禁止を絶対的に義務付けているものではない。後述するように、閲覧が禁止される期間であっても、例外的に閲覧が認められる場合が存在する。このようなものとして、閲覧請求者へ個別的に閲覧が認められる場合と一般的に閲覧が認められる場合の2つの場合が存在する。

（1）25年での閲覧可能な場合

文書の日付又は全体として一体的な書類の中に含まれる最新の文書の日付から25年で公開可能となるものにつき、L213-2第I段1号が規定している。

1号a)によれば、閲覧させることが、政府及び執行権に属する責任ある当局の審議の秘密、対外関係の遂行、通貨及び予算、商工業に関する秘密、税務及び関税違反の権限ある部局による調査、統計に関する秘密を侵害する文書が、この25年での公開の対象となる。ただし、後述の第4号及び第5号で規定された私的な事実や行為と関係を有する質問事項によって収集されたデータが問題となっている場合を除く。

私的な事実や行為に関する情報は、強い保護の対象となるが、それが未成年である場合には、いっそう強い保護の対象となっている。

1号b)によれば、1978年1月17日の法律78-753号第6条I段1号で規定された文書は、同様に、25年での公開の対象となる。すなわち、行政文書公開法の不開示事由に該当する文書である。ただし、これらの文書が、その内容を理由に、本条I段の3号又は4号の適用領域に該当する場合、1人又は複数のために行なわれた役務の提供の契約の枠組みにおいて作成された文書は除かれる。

このように、行政文書公開法の不開示事由が、公文書の閲覧制度と密接に関連している制度となっており、行政文書公開法の不開示事由は、原則として25年の期間で閲覧が可能となっている。

同条 2 号は、医療の秘密に関する文書について規定している。この条文は、閲覧が可能となる期間として 25 年という数字を挙げているが、1 号と比べてその期間の起算方法に特色がある。閲覧させることが医療の秘密を侵害する文書について、関係人の死亡の日付から 25 年で公開可能となる。ただし、死亡の日付が分からない場合を考慮して、死亡日が判明しない場合、当該人物の出生の日から 120 年の期間の経過により閲覧が可能となる。

(2) 50 年で閲覧可能な場合

同条 3 号は、文書の日付又は書類の中に含まれる最新の文書の日付から 50 年で公開可能となる文書を定めている。そのような文書とは、閲覧させることが国防の秘密、対外政策の遂行における国家の基本的利益、国家の安全保障、公的安全、個人の安全又は私的生活の保護を侵害する文書である。ただし、後述する 4 号及び 5 号に規定された文書は除かれる。

この 50 年の期間は、名前の特定される自然人若しくは容易に識別可能な自然人についての価値の評価や判断に関わる文書又は人物に損害をもたらすおそれのある条件における人物の行為を明らかにする文書に適用される。さらに、この 50 年の期間は、人々の拘禁のために使用された建造物等に関する文書についても適用される。

(3) 75 年で閲覧可能な場合

同条 4 号は、文書の日付又は書類の中に含まれる最新の文書の日付から 75 年で公開となる文書を規定している。それには、5 つの場合が存在する。すなわち、a) 閲覧させることが統計に関する秘密に侵害をもたらす文書について、私的な事実及び行為と関係を有する質問書によって収集された情報が問題となる場合。b) 司法警察の部局によって実施された調査に関する文書。c) 裁判所に提起された事件に関する文書。ただし、判決及び裁判の決定の執行に関する特別な規定のある場合を除く。d) 裁判所付属吏の正本及び帳簿類。e) 民事的身分の出生及び婚姻の登録。この場合、その登録の完結から期間が進行する。

これらの 5 つの場合において、関係人が死亡した場合、その死亡の日付から 25 年の期間が経過すると、前述の 75 年の期間に達していない場合であっても、死亡の日付から 25 年の期間で閲覧が可能となる。当該関係人の利益を保護する必要性が軽減したからである。

(4) 100 年で閲覧可能な場合

同条 5 号は、文書の日付又は書類の中に含まれる最新の文書の日付から 100 年で公開となる文書を規定している。

5 号 1 項によれば、4 号に該当する文書であって、それが、なおかつ未成年に関するものである場合である。すなわち、本来 75 年の期間が適用される 4 号該当文書につき、成年に関わる文書であれば、閲覧が可能となる期間が 100 年に延長されている。ただし、関係人が死亡した場合、その死亡の日付から 25 年の期間が経過すると、前述の 100 年の期間に達していない場合であっても、死亡の日付から 25 年の期間が適用される。当該関係人の利益を保護する必要性が軽減したからである。未成年の人権に関しては、このように強い保護の対象となっている。

同様に、国防の秘密に該当し又は該当していた文書であつて、その公開によって名前の特定される人物又は容易に識別可能な人物の安全に侵害をもたらす性質の文書は、100年の期間の経過で閲覧可能になる。

国防の秘密に関しては、同条3号により50年の期間と規定されているが、公開することによって特定の個人に危険が及ぶことを防止するために、閲覧可能となる期間が延長されている。

最後に、閲覧させることが個人の性的生活の秘密を侵害する判決及び裁判の決定の執行に関して、特別な規定の場合を除いて、司法警察部局によって実施された調査、裁判所に提起された事件に関する文書についても同様に、100年で閲覧可能となる。

(5) 閲覧不可能な場合

以上、一定の期間の経過によって閲覧が可能となる文書について取り上げてきた。しかし、文化遺産法典は、一定の時の経過によっても閲覧可能とならない特殊な文書についての規定を用意している。すなわち、核兵器など国家の防衛、国家の安全保障上、極めて重大な利益に関わる文書については、時の経過とは関係なく閲覧が禁止される。いわゆる大量破壊兵器 (*armes de destruction massive*) に関する文書について、特別な扱いが用意されている。

L213-2条II段が明示しているものとして、まず、「核兵器、生物兵器、化学兵器 (*des armes nucléaires, biologiques, chimiques*)」がある。同様に、これらの兵器と「同水準の直接的又は間接的破壊効果を有するその他のあらゆる兵器 (*toutes autres armes ayant des effets directs ou indirects de destruction d'un niveau analogue*)」についても、この条文が規定するところである。これらの兵器を「構想し、製造し、利用し又は設置することを可能にする情報の普及をもたらすおそれがある公文書」は、時の経過と関係なく、閲覧不可能な文書となる。

(6) 法定期間の例外

閲覧に関して、前述した25年から100年の期間の経過が要求されている場合であっても、例外的に閲覧の可能な場合が存在する。それは、閲覧請求に由来する個別の場合と、閲覧請求に由来しない一般的な場合である。

L213-3条I段は、閲覧請求のある個別の場合に、閲覧が可能な場合を規定する。閲覧の請求が行われた場合、文書担当行政は例外的に当該請求人にのみ文書の閲覧を許可することができる。ただし、閲覧の許可が申請者に認められるのは、これらの文書の閲覧に係る利益が、法律上保護が意図された利益への過剰な侵害をもたらさない場合に限定される。すなわち、当該文書の閲覧についての利益と法が保護を意図した利益とを比較した上で、当該文書の閲覧請求を認めるか否かが判断される。この例外的な閲覧の許可は、文書を移管した行政庁の合意の後に、文書担当行政によって認められる。ただし、公証人の正本及び帳簿類に関して、公証人会の組織を含んでいる共和暦11年ヴァントーズ(風月)25日の法律

(loi du 25 ventôse an XI contenant organisation du notariat) の第 23 条の規定を別とする。

閲覧請求への応答時期は、同条第 2 項によれば、申請の登録から 2 ヶ月を超えることはできない。

一方、個別の閲覧請求のない場合であっても、法定期間満了前に、公文書の閲覧を可能とする制度がある。L213-3 条 II 段は、閲覧請求のない場合であっても閲覧が可能な場合を規定する。文書担当行政は、同様に、文書を移管した行政庁の合意の後に、公文書の一体の書類又はその書類の一部の事前の公開を決定することができる。

(7) 協定

文化遺産法典は、公文書の閲覧制度につき、共和国大統領や首相が、移管公文書の取扱や保存、閲覧等の条件につき、自らの意思を反映できる制度を用意している。すなわち、L213-4 条 1 項によれば、共和国大統領、首相、その他の政府の構成員に由来する公文書の移管は、前述の L213-2 条で法定された期間、移管者と文書担当行政との間で、協定 (protocole) の署名が伴われることができる。この協定は、移管される一体の書類の取扱、保存、活用又は閲覧の条件に関するものである。また、この文書は、共和国大統領、首相、その他の政府の構成員に由来するものに限定されない。同条第 2 項によれば、この協定の規定が、同様に、署名者である共和国大統領、首相、その他の政府の構成員の協力者に由来する公文書にも適用されることができる。さらに、同条第 3 項によれば、L213-3 条の適用に関して、一体の書類の事前の閲覧や公開を許可するために要求される移管者の合意は、協定の署名者によって与えられる。同条 4 項によれば、この協定の効果は、署名者の死亡の場合に消滅する。また、協定の効果は、前述の 25 年から 100 年の法定の期間の満了によって消滅する。最後に、同条 5 項によれば、文書に関する 2008 年の法律の公布に先立って移管された公文書は、その当時署名された協定によって規律され続ける。しかしながら、署名当局によって選任された受任者に関するこれらの協定の条項は、署名者の死亡後 25 年で適用を終了する。

※出典：『城西情報科学研究』20(1)、2010年3月

【参考】公文書管理法施行後の個人情報の公開基準(独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準)

30 年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間(目安)	該当する可能性のある情報の種類の例 (参考)
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50 年	イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は任免 ニ 勤務評定又は服務 ホ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80 年	イ 国籍、人種又は民族 ロ 家族、親族又は婚姻 ハ 信仰 ニ 思想 ホ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 ヘ 刑法等の犯罪歴(罰金以下の刑)
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110 年を 超える適 切な年	イ 刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑) ロ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態
(備考) 1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている歴史公文書等の作成又は取得の日に属する年度の翌年度の4月1日とする。 2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。 3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。 4 「刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑)」の「一定の期間」は110年を目途とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。		

不服審査分科会におけるこれまでの諮問・答申状況

- 公文書管理委員会特定歴史公文書等不服審査分科会においては、これまで4事例(10件)の諮問(国立公文書館・宮内公文書館)があり、9件の答申を交付(1件については申立ての取り下げにより答申に至らず)

【平成23年度】 諮問庁:独立行政法人国立公文書館

「原子力発電検査基盤整備事業」の一部利用決定に関する件 ほか2件(答申第1～3号)

概要:平成12～15年度において経産省が行った委託事業に係る予算執行、実績報告等を綴った文書

⇒利用を制限する理由の付記に不備があったことから、取り消しの上、既に存在しない法人の印影等について、利用に供すべき旨を付言した

【平成24年度】 諮問庁:宮内庁長官

「侍従職「業務日誌」昭和33年」の利用請求に関する件(答申第1号)

概要:本来は内親王殿下のお手許文書として、皇室に帰属するものであるが、宮内庁書陵部が保有し、利用に供していた文書を、法施行前に「本来の場所にお戻した」もの

⇒利用請求された文書が皇室の私的な文書として、請求の時点で当該施設が保有しておらず、法の定めに従い、目録に記載のない文書の利用請求に対して利用することができない旨の決定をした原処分は妥当であるとした

【平成25年度】 諮問庁:独立行政法人国立公文書館

①「経済協力・韓国27・日韓請求権問題参考資料(第3分冊)」の一部利用決定に関する件(答申第1号)

②「経済協力・韓国26・日韓請求権問題参考資料(第2分冊)」の一部利用決定に関する件(取り下げ)

概要:昭和38年に日韓請求権交渉上の要求項目について、参加した大蔵省の職員が作成した部内検討資料

⇒現用文書の開示又は同館が既に公開している情報、他の記載内容からその内容が明らかになる情報は、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれ、若しくは韓国との関係において、今後の外交上のやりとりを不利にするおそれがあるためと移管元行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められなかった

【平成26年度】 諮問庁:独立行政法人国立公文書館

「日本経済短期大学(昭和45.8～昭和60.4)」の一部利用決定に関する件 ほか3件(答申第1～4号)

概要:学則の変更や学科の廃止等に際して文部省の認可を求めるために提出した書類を決定文書とともに綴ったもの
⇒大学等の教員としての教育研究活動に係る個人に関する情報の取扱い、さらに、個人の死亡などによる時の経過等を踏まえ、一部の情報について利用に供すべきとした

不服審査分科会における「時の経過」を踏まえた判断の事例

- 公文書管理委員会特定歴史公文書等不服審査分科会が交付した答申において、「時の経過」を踏まえた判断事例は以下のとおり。

【特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン C-2(3)】

「時の経過を考慮するにあたっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする。」

【「時の経過」の運用、適用例】

○個人に関する情報について

・公務員の等級(平成23年度答申第1号)

特定の個人の俸給(平成12年当時)に関する情報について、10年の経過をもって、公にすることにより当該個人の権利利益を侵害するおそれがないとまでは言い切れず、また、これを公にすることが予定されたものとする慣行があるとも認められない。

13

・私立大学教員の職歴(平成26年度答申第1号～第4号)

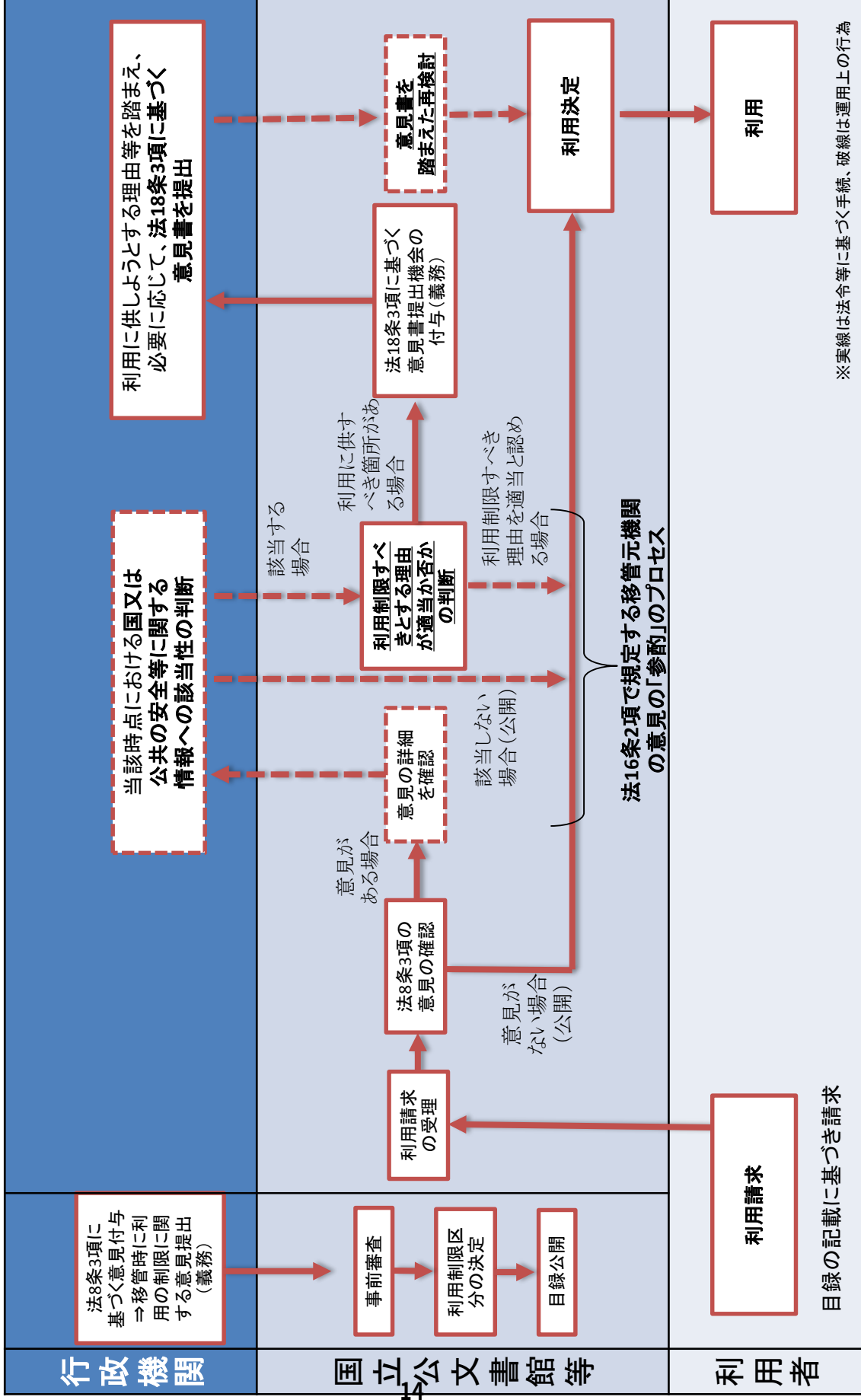
既に死亡している個人の職歴については、当該個人の権利利益を害するおそれがないことから、時の経過を踏まえて、教育研究活動に関わるか否かを問わず、利用に供することが妥当(※本人の死亡という「時の経過」を考慮)

○国の安全等に関する情報について(平成25年度答申第1号)

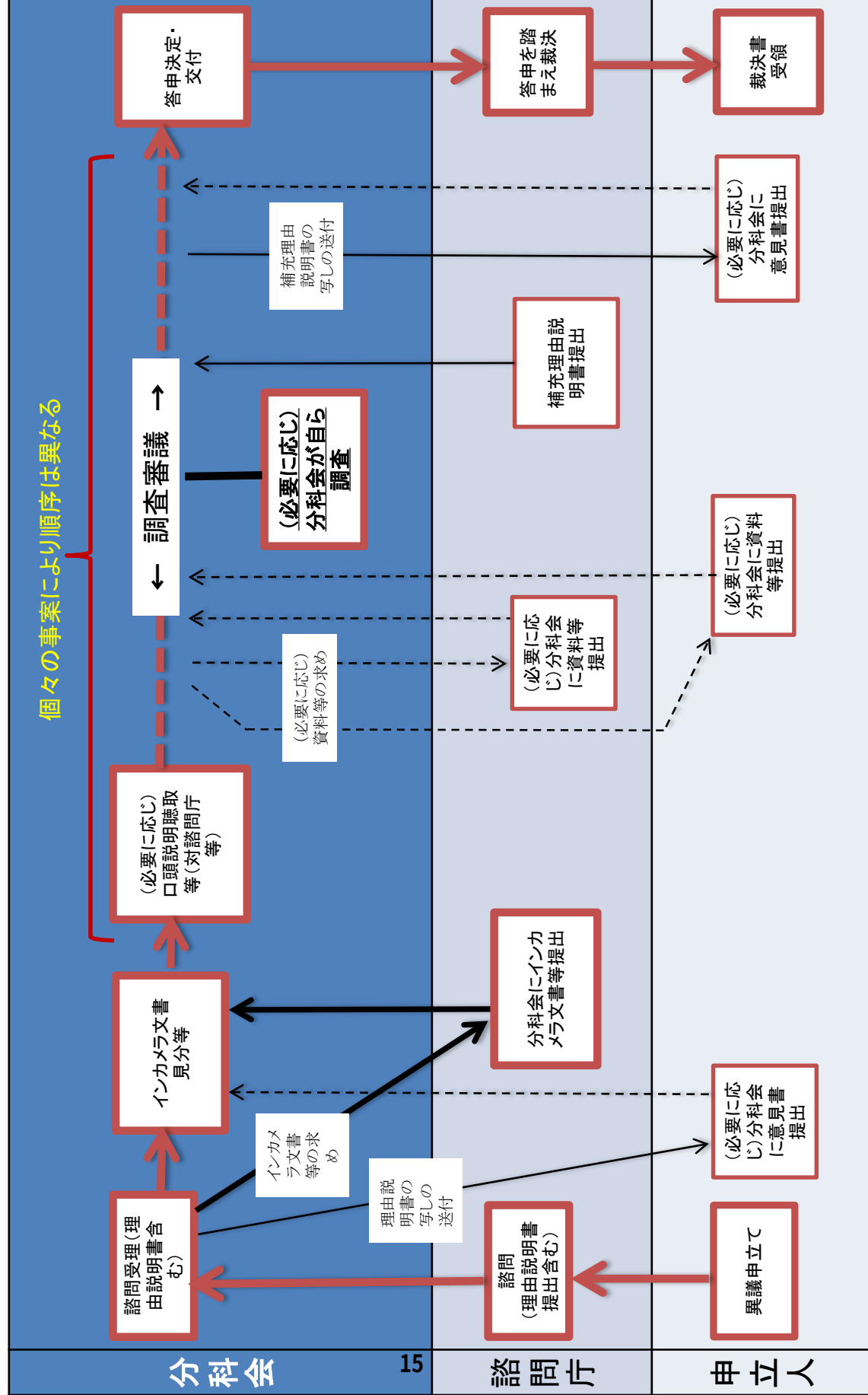
日韓請求権交渉の経緯は、既に作成から50年近く経過し、特定歴史公文書等となっていることから、時の経過も踏まえ、原則として利用に供すべきものであるが、①韓国の対日請求項目に対応する政府部内の交渉方針や試算の検討過程を示す内容、②政府部内で請求権問題に関する検討・試算を行うに当たって収集した参考資料の内容、③当時の閉鎖機関・在外会社が所有していた資産や債権・債務に関する内容、④政府部内の検討をまとめた内容が詳細に記載されているものは、他国が知りえない政府部内の検討状況等の機微な情報であり、作成から50年近く経過しているという事実や、交渉時とは経済情勢等が変化しているという事情等の時の経過を勘案したとしても、当該部分に記載された内容が公にされれば、今なお我が国が交渉上不利を被るおそれがあると言わざるを得ない。

諮問庁における処分プロセス

(移管元行政機関等の意見に係る特定歴史公文書の利用請求から利用までの流れ)



不服審査分科会における一般的な調査審議プロセス



⇒上記の流れは、法令の規定等を踏まえた分科会調査審議手続きの一般的な例であり、実際の、個々の諮問事件によって手続きは異なる。

「日韓請求権問題参考資料（第三分冊）」の事例

【事例 1】他の公表文書等において明らかにされているもの

- 原処分の際の利用制限（赤枠内）

(3) 朝鮮人軍入軍関係計数

(1) 朝鮮には昭和13年より特別志願兵制度が実施された。

○ 志願入隊数

13年	400	16年	3,000人
14	600	17	4,400
15	3,000	18	4,400

昭和19年からは徴兵制が布かれている。（内地朝鮮人にも適用）

○ 毎年5万人ずつ召集されたが、20年にはそのうち約6～7割しか入隊していない。

- 外務省外交史料館所蔵「本邦内政関係雑件（内務省資料）第一巻」（A.5.O.O.1-1）の「昭和十八年 朝鮮及台湾ノ現況」中の「年度別志願者数及入所者数」（※当該資料は国立公文書館アジア歴史資料データベースでも公開）

年 度	志 願 者 数	入 所 者 数
昭和十三年度	二、九四六	四〇六
昭和十四年度	一、三四八	六一三
昭和十五年度	八、四四三	三〇六〇
昭和十六年度	一、四四七	三、二〇八
昭和十七年度	二、五二七	四、〇七七
昭和十八年度	三〇、三三九	六、〇〇〇（総定数）

より詳細な数値が記載されている。

【事例2】同一文書内の他の記述から特定可能なもの

- ・原処分の際の利用制限（赤枠内）

① 日銀行員立会（1946年4月及び1947年11月の 2回）による焼却分	
日本銀行券	1,491,616,748円
（うち朝鮮銀行保有分）	1,014,224,761円

- ・同一文書内の他の記述（原処分時にも公開）

①第1回焼却分

a 券種別内訳				
券種類	旧券	証紙・貼付券	新券	合計
千円券	109248000円			109248000
二百円券	234878600			234878600
百円券	621068700	36800000	9200000	667068700
二十円券	6489160			6489160
十円券	173162740	3600000	400000	177162740
五円券	6752545			6752545
一円券			101024	101024
計	1151609769	40400000	9701024	1201710769

b 所有者別内訳	
朝鮮銀行所有分	1,009,657,912円

②第2回焼却分

a 券種別内訳				
券種類	旧券	証紙・貼付券	新券	合計
千円券	67121500円			67121500
二百円券	74082300	9600		74091900
百円券	107445750	79300		107617150
二十円券	1930820			1930820
十円券	34871095	178100	44530	35093725
五円券	1796180			1796180
一円券			54704	54704
十銭券			1930000	1930000
五銭券			270000	270000
計	287247645	267000	2391534	289905979

b 所有者別内訳	
朝鮮銀行所有分	4,566,849円

a.日本銀行券の額

$$1,201,710,769 \text{ 円} + 289,905,979 \text{ 円} = 1,491,616,748 \text{ 円}$$

b.所有者別内訳（朝鮮銀行所有分）

$$1,009,657,912 \text{ 円} + 4,566,849 \text{ 円} = 1,014,224,761 \text{ 円}$$